

えひめ地域協働推進事業選考委員会委員公募要領

1 目的

えひめ地域協働推進事業選考委員会（以下「委員会」という。）委員の選任に当たり、その一部を公募することにより、広く県民の意見を県政に反映し、もって選考過程の公平性、透明性を確保することを目的とします。

2 定数

委員会の公募による委員の定数は1人とします。

3 応募資格

県内に居住する年齢20歳以上の方で、県が平日に招集する会議（年3回程度）に出席可能な方とします。

ただし、次の方を除きます。

（1）国、地方公共団体の議員・公務員

（2）特定非営利活動法人の役員のほか、選考対象となる事業に応募するNPO団体の構成者

4 応募方法

応募申込書に「よりよい地域社会づくりのためにNPOに期待すること」をテーマにした小論文（800字程度）を同封のうえ、郵送等で応募するものとします。

5 委員の役割

愛媛県NPO法人活動助成事業等の選考対象事業に対し、NPO団体から提出された企画書等の審査・選考を行います。

6 広報及び募集期間

（1）広報

次の方法により周知を図ります。

ア 県の広報媒体（県民だより「愛顔のえひめ」、インターネット）

イ 募集用チラシ（県の庁舎、市町役場等へ配布）

（2）募集期間

平成28年4月1日（金）～平成28年4月20日（水）まで（必着）

7 委員の選考

（1）選考の方法

公募委員選考会（以下「選考会」という。）を設置し、提出された小論文により選考します。

（2）選考会

選考会は、次に掲げる者で組織します。

ア 県民環境部県民生活局長

イ 県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長

ウ 県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課主幹

8 選考結果の通知

選考会で決定後、速やかに応募者に対し通知するものとします。